医療法人たかまさ会 医療安全管理指針

1. 安全管理に関する基本的考え方

患者様の安全と安心を確保することは、医療の実践の場における最優先であり、それを保証していくことは、 医療・看護・介護を提供するものの大きな義務であり責任であると考えます。

その考え方に基づき、医療事故の予防及び発生した事故の被害を最小限にする為の対応策等を策定し職員への啓蒙活動を行うことで、患者様が安心して安全な医療・看護・介護を受けられる環境を整えることを目指します。

2. 職員研修に関する考え方

- ・1年に2回程度、法人全職員を対象にした医療安全管理の為の研修を定期的に行います。
- ・法人内で重大事故が発生した場合、必要に応じて臨時の研修を行います。

3. 事故報告等の改善方策に関する基本方針

患者様の安全・安心を確保する為のシステムの改善、再発防止策の策定、職員への安全教育を目的として、 医療事故や危うく事故になりかけた事例(インシデント)等を収集し検討していきます。

※ 医療事故及びインシデントの定義は別紙『インシデント・アクシデントの定義』に定めます。

4. 患者様及びご家族様からの相談対応に関する基本方針

病状や治療方針等に関する患者様及びご家族様からの相談には、担当者を決め誠実に対応し、担当者は 必要に応じ法人代表者(理事長、院長、施設長、事務長)、主治医、所属長等へ内容を報告します。

5. 委員会・その他組織に関する基本的事項

- ・法人各部門における医療安全管理対策を総合的に企画・実施する為、医療安全管理委員会を設置します。
- ・当該委員会は、会の運営を担う為に委員長と副委員長を置き各部門の代表が委員を担います。
- ・委員会は原則として、月1回定例的に開催する他、必要に応じて委員長等が招集します。
- ・委員会を開催した時は、速やかに検討の要点をまとめた議事録を作成し、2年間これを保管します。
- ※ その他医療安全管理委員会の分掌及び組織図等は別紙『医療安全管理委員会規定』に定めます。

6. 医療事故発生時の対応に関する基本方針

- ・法人側の過失か否かを問わず、患者様及びそのご家族に望ましくない事象が生じた場合、可能な限り その救命と被害の拡大防止に全力を尽くします。
- ・院内のみでの対応が不可能と判断された場合には、遅滞なく他の医療機関の応援を求め、必要なあらゆる 情報・資材・人材を提供します。
- ・前項の目的を達成するため、事故の状況、患者様等の状態等を、所属長を通じてあるいは直接に法人 代表者(理事長、院長、施設長、事務長)へ迅速かつ正確に報告します。
- ・事故報告の手順に関しては別紙『事故報告マニュアル』に定めます。

- ・委員長は、必要に応じて臨時の医療安全管理委員会を緊急招集・開催し対応を検討します。
- ・報告を行った職員は、その事実及び報告の内容を、診療録、看護記録等、事故報告書に記録します。
- ・事故発生後、救命措置の遂行に支障を来さない限り、可及的速やかに、事故の状況及び実施している 回復措置・その見通し等について、患者様及び家族様等に誠意をもって説明します。

7. 患者様及びそのご家族様との情報共有に関する基本方針

本指針はホームページ上に掲示し、患者様及びそのご家族様等との情報共有に努めるとともに、患者様 およびそのご家族様等から閲覧の求めがあった場合にはこれに応じるものとします。

また、本指針についての照会の求めがあった場合、各部門の医療安全管理委員が対応します。

8. 職員の責務

職員は常日頃から、医療・看護・介護の実践、各種医療機器等の取扱い、その他業務全般を行うに際し、 安全・確実に遂行できるよう、細心の注意を払います。

9. その他医療安全の推進の為に必要な基本方針

- ・本指針の内容については、医療安全管理委員会等を通じて、全職員に周知徹底します。
- ・本指針は少なくとも毎年1回以上、医療安全管理員会にて見直しを検討します。

付則 本指針は、平成26年12月10日より改定施行します。